#### 統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2	原泉徴収税率(平	成16年	<b>手分</b> )	
(1)	利子所得(源泉	分離)		· 15%
(2)	配当所得			
		イ _	上場株式等の配当等(個人大口株主を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7%
		口;	その他の配当等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20%
(3)			京泉分離)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18%	
(4)	特定口座内保	と管上	場株式等の譲渡所得等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 7%
(5)	給与所得	「給与	手所得の源泉徴収税額表」に定める額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• (略)
(6)	退職所得	イ	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合・・「退職所得の源泉徴収税額の速算表」・・	•• (略)
		口	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••• 20%
(7)	報酬•料金等	イ	原稿料等(所得税法第204条1項1号)	
			弁護士、税理士等(同条1項2号)	
			職業野球選手、騎手等(同条1項4号) 1回の支払金額100万円までの部分・・・・・	10%
			芸能等についての出演、演出等(同条1項5号) " 100万円超の部分・・・・・・	20%
			契約金(同条1項7項)	
		口	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条1項2号) = 1回の支払金額1万円超	
			職業拳闘家(同条1項4号) = 1回の支払金額5万円超	
			外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号) = 月中の支払金額12万円超	
			バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の20)	10%
			= (5千円×日数)を超える額	
			広告宣伝の賞金(同条1項8号) = 1回の支払金額50万円超	
			競馬の馬主が受ける賞金(同条1項8号) = (賞金額の20%+60万円)を超える額 人	
		ハ	診療報酬(同条1項3号) = 月分の支払金額20万円超 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 10%
		=	公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額)) ・・・・・	•• 10%
		朩	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条~第209条)	
			= (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円超・・	•• 10%

# 3-1 課 税 状 況

(1) 総 括

区分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	合 計
	千円	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	21,208,295	10,032	_	21,218,327
配 当 所 得	12,176,331	7,708	784	12,184,823
上場株式等の譲渡所得等	2,138,405	_	_	2,138,405
給 与 所 得	208,454,068	247,099	22,772	208,723,939
退 職 所 得	6,381,696	2,363	805	6,384,864
報酬・料金等所得	13,221,791	10,451	588	13,232,830
非居住者等所得	632,451	5,611	_	638,062
āt	264,213,035	283,263	24,948	264,521,246

調査対象等: 平成16年2月から平成17年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額並びに平成16 年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

### (2) 源泉徴収税額の累年比較

区分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給 与 所 得	退職所得	報酬·料金等 所 得	非 居 住 者 等 所 得	
	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成12	124,416,690	11,763,089	8,067,148	226,048,429	5,622,381	16,914,098	809,606	393,641,442
13	164,995,407	12,593,764	3,663,561	222,495,153	5,618,436	16,140,619	841,817	426,348,757
14	38,037,662	14,432,027	3,379,220	215,505,984	7,174,994	15,449,406	824,966	294,804,253
15	23,815,259	11,256,174	1,451,219	205,211,655	6,399,121	13,972,089	689,733	262,795,250
16	21,218,327	12,184,823	2,138,405	208,723,939	6,384,864	13,232,830	638,062	264,521,246

(注) この表は、「(1)総括」の「合計」欄を累年比較したものである。

### (3) 利子所得等の課税状況

				課	移	Ź	分		非	課
区		分	支	払 金	額	源	泉徴収	税額	老人等非課税蓄非課税分	、財形貯 支払金額
					千円			千円		千円
公		債		214,	800		;	31,873		12,647
社		債		1,719,	167		2	58,219	2,5	570,644
	郵 便 貯	金		127,101,	178		18,4	45,652	34,7	79,958
預貯	銀 行 預	金		8,589,	715		1,2	78,452	1,4	40,281
仝	銀行以外の金融 預 金 利	機関の 子		4,776,	439		7	13,460	1,1	78,241
	勤務先預金の	利子		2,112,	329		3	15,582		8,980
合同運	<b>運用信託の収益</b> の	の分配		645	21,344			33,027		
公社債	運用信託の収益	の分配		8,	169	460				-
定期積	賃金の給付補てん	ん金等		868,	620		1	30,293		_
	.合契約等に基づ 己、生命保険等の	78,784			12,960			309		
割引	債の償還	差益			_	_			_	
	計			145,611,	846		21,2	08,295	40,0	24,087

調査対象等: 平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作

# (4) 配当所得の課税状況

F /		一般	課	税分		非課税分	में चि	源泉	分離(	選	択)課移	色適用分
分	支 払	金	頁源 泉	見 徴 収 税	包額	支 払 金	額	支力	払 金	額	源泉 徴	収 税 額
		千円	-	Ŧ	千円		千円		千	円		千円
利益又は建設利息の配当、剰余金の 分配、基金利息の分配、特定証券投 資法人の投資口の配当等		3,795,593		12,176,2	273	4,620	,251			-		_
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の 分配		388			58		_			-		_
計	7	/3,795,981		12,176,3	331	4,620	,251			_		_

調査対象等: 配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払調書)」及び平成16年2月

#### (5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源泉徴収税額
源泉徴収選択口座内保管	千円	千円
上場株式等の譲渡所得等	30,569,383	2,138,405

調査対象等: 平成16年 所得税徴収

税  分	合	計	
その他非課税分支払金	額 支 払 金 額	源泉徴収税額	<b>区</b> 分
1	·H f	円 千円	
9,172,786	9,400,233	31,873	公債
8,412,299	12,702,110	258,219	社
307,875	162,189,011	18,445,652	郵便貯金
1,520,052	11,550,048	1,278,452	銀行預金預
7,065,424	13,020,104	713,460	銀行以外の金融機関の プログラ サンファイン 競 金 利 子 金
_	2,121,309	315,582	勤務先預金の利子
2,509	178,181	21,344	合同運用信託の収益の分配
_	8,169	460	公社債運用信託の収益の分配
11,339	879,959	130,293	定期積金の給付補てん金等
_	79,093	12,960	匿名組合契約等に基づく利益 の分配、生命保険等の差益
_	_	_	割 引 債 の 償 還 差 益
26,492,284	212,128,217	21,208,295	āt

成した。

合	計	F //
支 払 金 額	源泉徴収税額	区 分
千円	千円	
78,415,844	12,176,273	利益の配当、剰余金の分配、基金 利息の分配、投資信託の収益の分配 及び投資法人の投資口の配当等
388	58	公募投資信託等の収益の分配及び 特定株式投資信託の収益の分配
78,416,232	12,176,331	計

から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の高計算書」等に基づいて作成した。

#### (6) 給与所得、退職所得の課税状況

×	Ţ.	4		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			官	公	庁	7	· の
	<u>.</u>	カ			員	支払金額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額		
					人	千円	千円		人 千円		
給		給 料 · 賞	与	383,0	690	1,145,794,501	46,289,554	1,991,152	4,505,665,216		
与 所	日雇労	働者の賃	金		_	4,531,671	73,823	_	45,245,068		
得		計			_	1,150,326,172	46,363,377	_	4,550,910,284		
退	職	所	得	8,	111	103,626,289	2,206,045	32,532	138,331,806		
災害湯	載免法により徴	枚収猶予した	もの		_	_	_	8	_		

- 調査対象等: 平成16年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料合計(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の徴収高計算書」等に基づいて作成した。
- 用語の説明:1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として 翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調 書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源 泉徴収票、⑤非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。
  - 2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。
- (注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

#### (7) 報酬・料金等所得の課税状況

	区	分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額		
			人	千円	千円		
	反 原稿料、作曲料、放送謝	金等の報酬又は料金	71,905	7,368,450	746,969		
	弁護士、税理士等	の報酬又は料金	49,572	42,329,344	4,429,432		
法第	診療	報    酬	3,421	54,127,402	4,684,562		
2 0	職業野球の選手、騎手、外	交員等の報酬又は料金	18,405	34,775,057	2,168,128		
4 条	芸能等についての出演	買料の報酬又は料金	1,507	977,197	98,422		
4 条 該 当	バー・キャバレーのホスラ	テス等の報酬又は料金	3,045	5,510,012	279,785		
	契 約 金	・ 賞 金	645	490,222	29,013		
	小	<del>ā </del>	148,500	145,577,684	12,436,311		
法第20	03条の2該当 公 的	年 金 等	38,565	54,791,806	474,261		
法第2	207条該当 生命保険契	約等に基づく年金	135,528	56,833,265	292,734		
法第1	174条該当 芸能人の役務提	条 該 当 芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金 9 204,			1 18,486		
	計		322,602	257,407,726	13,221,791		
災害	減免法により徴収	2 猶 予 し た も の	_	_	_		

調査対象等: 平成16年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成17年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法 定資料の合計表(報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

他	合		計						分
源泉徴収税額	人 員	支担	金	額	源泉徴収税額	区			Ħ
千円	人			千円	千円				
161,478,594	2,374,842	5,	5,651,459,717		207,768,148	俸 給	• 給 料	• 賞 与	給給
612,097	_		49,776,	739	685,920	日雇	労 働 者	の賃金	与所得
162,090,691	_	5	701,236,	456	208,454,068		計		] 得
4,175,651	40,643		241,958,	095	6,381,696	退	職	所	得
405	8		_		405	災害減	免法により	)徴収猶予[	したもの

# (8) 非居住者等所得の課税状況

	P/古 I工行 寸/			1.7	۸ بادین					
区	分	人 員	支		金 額		左のうち租税特別措置	置法又は租税乳	た約により課税の軽	
	23	ЛЯ	課 税 分	非課税又 は免税分	総額	税額	適用の内容	人 員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額
		人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公社債の利	、預 貯 金 子 等	_	269,652	_	269,652	38,507	租税特別措置法 又は租税条約	_	_	_
l (	(一般分	1,887	868,511			88,560				
利益の 配当等	源 泉 分 離 選 択 課 税 適 用 分	-	_			_				
(	l <del>II</del>	1,887	868,511	1,551	870,062	88,560	租税条約	120	17,253	2,590
	合契約等に 又益の分配	-	_	_	_	_				
給 与・	質 与 等	1,282	1,552,683	1,248,305	2,800,988	222,203	租税条約	_	_	_
退職	所 得	1	24,931	_	24,931	4,571	租税条約	_	_	_
報	務提供の	1,261	94,474	_	94,474	19,235	租税条約	_	_	_
に関する権	籠その他の技術 €利等の使用料 譲渡による対価	315	1,641,609	_	1,641,609	174,117	租税条約	63	1,399,231	139,923
著作権のその譲渡	使用料又は まによる対価	_	_	_	_	19,168	租税条約	_	_	_
貸付金	か利子 かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	_	_	_	_	1,894	租税条約	_	_	_
鉱権の設定	石権の貸付、租 定又は航空機、 付による所得	18	20,757	_	20,757	3,990	租税条約	_	_	_
機械等	の使用料	3	5,199	_	5,199	1,040	租税条約	_	_	_
土地等の 対	D譲渡による 価	_	_	_	_	9,659				
	務提供事業 対 価	1,766	201,688	_	201,688	49,507	租税条約	_	_	_
	険契約等に 〈年 金 等	_	_	_	_	_				
賞	金	_	_	_	_	_	租税条約	_	_	_
合	計	_	4,679,504	1,249,856	5,929,360	632,451	計	183	1,416,484	142,513

調査対象等: 平成16年分の非居住者等の源泉所得税について、平成17年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

(9) 税務署別課税状況

	祝務者別課柷 ————————————————————————————————————	源	泉		·	収	<del></del> 税	額
	区 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給 与 所 得	退職所得	報酬・料金 等 所 得	非 居 住 者 等 所 得
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 1	徳 島	18,803,096	432,591	413,127	23,500,355	855,222	1,780,579	58,342
	鳴 門	80,898	95,521	12,854	6,376,668	160,772	270,516	5,086
徳	阿南	56,351	1,556,936	24,086	4,266,528	38,860	210,174	8,253
島	川島	29,146	22,315	9,772	1,771,169	63,649	36,386	2,200
県	脇町	16,209	7,877	11,902	1,249,626	538	30,888	1,596
	池 田	15,089	14,051	8,439	1,648,649	6,368	38,243	10,087
\	計	19,000,790	2,129,292	480,180	38,812,994	1,125,408	2,366,787	85,564
1 1	高 松	500,441	3,211,894	511,370	38,082,684	2,192,439	3,452,065	95,163
	丸 亀	104,046	207,184	52,996	7,013,099	134,349	350,097	30,402
香	坂 出	79,722	150,487	16,192	5,332,505	48,088	199,086	828
/л {	観音寺	98,943	159,547	44,078	5,056,493	55,045	262,700	11,498
県	長 尾	49,955	120,747	19,786	3,087,847	11,921	147,738	64,301
	土 庄	19,852	21,658	13,895	1,150,897	4,659	31,315	5,310
\	H	852,959	3,871,517	658,317	59,723,526	2,446,501	4,443,002	207,502
1 1	人 松 山	574,114	3,055,925	354,136	42,263,819	1,200,868	3,017,425	59,854
	今 治	108,985	385,190	116,058	8,790,353	110,161	272,351	77,517
	宇和島	52,203	80,461	28,115	3,823,214	52,288	111,834	35,362
愛	八幡浜	43,121	64,494	14,505	2,807,901	18,093	87,394	3,591
媛〈	新 居 浜	43,237	221,112	109,532	4,688,985	99,447	180,081	909
県	伊予西条	50,188	197,931	15,912	3,293,226	69,411	78,796	2,015
	大 洲	25,529	27,961	9,431	2,038,036	43,479	50,392	720
	伊予三島	115,724	1,013,165	23,478	6,439,761	79,934	157,048	83,374
۱ ۱	計	1,013,101	5,046,239	671,166	74,145,296	1,673,680	3,955,321	263,341
1 1	高 知	203,602	764,788	293,330	22,976,929	960,676	2,082,419	7,816
	安 芸	20,556	33,947	_	1,526,496	37,396	39,710	26,829
高	南 国	31,798	173,215	_	3,726,507	46,312	97,128	2,851
知	須 崎	26,445	40,800	_	2,096,541	17,203	58,384	3,955
県	中 村	32,555	61,113	35,412	3,012,922	48,958	115,767	27,077
	伊 野	26,489	55,421	_	2,432,856	25,561	63,274	7,516
\	計	341,445	1,129,283	328,742	35,772,251	1,136,107	2,456,682	76,043
全		21,208,295 1) 総括1の「木税類	12,176,331	2,138,405	208,454,068	6,381,696	13,221,791	632,451

(注) この表は、「(1)総括」の「本税額」」欄を税務署別に示したものである。

# 3-2 源泉徴収義務者数

(1) 税務署別源泉徵収義務者数

(1)	祝務者別源呆倒	1 30	平 成	17 年 6	月 30 日		
	区 分	利 子 所 得 等	町 业 記 須	上場株式等の			非 居 住 者 等 所 得
		件	件	譲渡所得等 件			<u></u> 所 得
	(徳島	166	241	10	11,718	9,190	22
	鳴門	71	70	3	4,194	2,942	9
徳	阿南	90	37	3	2,685	1,811	5
島・	川 島	22	21	1	1,676	1,219	1
県	脇町	15	19	1	1,167	923	2
	池田	18	18	2	1,251	1,010	5
	l H	382	406	20	22,691	17,095	44
	(高松	249	553	11	15,314	13,194	58
	丸	88	139	7	4,933	3,760	12
香	坂出	65	113	3	3,679	3,065	10
川 •	観音寺	60	115	4	4,490	2,823	3
県	長 尾	50	61	3	2,350	2,286	12
	土 庄	26	51	1	1,222	802	4
	l H	538	1,032	29	31,988	25,930	99
	(松山	324	544	11	17,622	13,059	38
	今 治	95	163	3	6,106	4,832	23
	宇和島	113	60	2	4,335	2,867	5
愛	八幡浜	35	51	1	3,666	1,676	5
媛	新居浜	43	87	2	2,910	2,212	4
県	伊予西条	64	57	2	2,839	2,225	3
	大 洲	41	42	1	1,886	1,393	1
	伊予三島	49	104	4	2,805	2,186	14
	計	764	1,108	26	42,169	30,450	93
	高 知	150	379	10	10,286	8,031	14
	安 芸	39	41	_	1,751	850	8
高	南国	42	70	_	2,962	1,608	9
知・	須 崎	46	49	_	2,121	1,140	1
県	中村	66	45	1	2,335	1,370	2
	伊野	36	46	1	1,962	1,130	4
	計	379	630	12	21,417	14,129	38
全	全管計	2,063	3,176	87	118,265	87,604	274

資料: 法人課税課調

用語の説明: **源泉徴収義務者**とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

源泉徴収義務者数

(参考)

税務署別源泉徴収義務者数

		. 水1 以 収 我		平 成	16 年 6	月 30 目		
	区	分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給与所得	報酬・料金等 所得	非 居 住 者 等 所 得
			件	件		件	件	件
	徳	島	170	233	9	11,588	9,487	21
	鳴	門	72	67	3	4,217	3,113	7
徳	冏	南	94	38	3	2,701	1,810	3
島・	Л	島	23	24	1	1,600	1,234	1
県	脇	町	20	21	1	1,210	955	5
	池	田	17	16	2	1,269	1,020	5
		計	396	399	19	22,585	17,619	42
	高	松	254	556	11	15,177	13,322	60
	丸	亀	87	134	4	4,659	3,728	11
香	坂	出	67	112	2	3,913	3,121	9
ЛП •	観	音 寺	61	119	3	4,516	2,764	4
県	長	尾	51	66	2	2,598	2,361	17
	土	庄	28	56	1	1,205	1,161	3
		計	548	1,043	23	32,068	26,457	104
	(松	Щ	325	544	10	17,514	13,148	35
	今	治	104	155	4	6,127	4,945	21
	宇	和 島	113	57	2	4,302	2,845	8
愛	八	幡 浜	35	60	1	3,684	1,689	5
媛	新	居 浜	46	73	3	3,357	2,271	6
県	伊吾	予西条	67	56	2	2,794	2,287	5
	大	洲	43	38	1	1,833	1,403	2
	伊吾	予三島	49	114	3	2,835	2,217	17
	(	計	782	1,097	26	42,446	30,805	99
	高	知	155	399	10	10,552	8,077	14
	安	芸	40	39	_	1,759	858	4
高	南	玉	45	70	_	2,975	1,628	8
知・	須	崎	48	52	_	2,095	1,158	2
県	中	村	66	57	1	2,288	1,402	3
	伊	野	43	48	_	1,907	1,135	5
	(	計	397	665	11	21,576	14,258	36
全	管	計	2,123	3,204	79	118,675	89,139	281

# (2) 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

組織区分		平 成	17 年	6 月	30 目	現 在	
支給人員区分	署所管法人	調査課所管法 人	支 店 法 人	官 公 庁	公益法人等	個 人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10 人 未 満	51,805	39	265	312	3,561	37,583	93,565
10人以上30人未満	14,654	37	226	181	621	1,249	16,968
30人以上100人未満	4,665	94	253	136	442	85	5,675
100人以上500人未満	1,160	198	133	200	106	8	1,805
500 人 以 上	72	92	22	58	8	_	252
ā†	72,356	460	899	887	4,738	38,925	118,265
平成16年6月30日現在	72,342	486	912	1,013	4,935	38,987	118,675

# (参考) 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

組織区分		平 成	16 年	6 月	30 日	現 在	
支給人員区分	署所管法人	調査課所管法 人	支店法人	官公庁	公益法人等	個 人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10 人 未 満	51,715	49	261	325	3,687	37,708	93,745
10人以上30人未満	14,759	50	237	212	674	1,187	17,119
30人以上100人未満	4,624	106	260	163	452	82	5,687
100人以上500人未満	1,172	192	131	263	114	10	1,882
500 人 以 上	72	89	23	50	8	_	242
計	72,342	486	912	1,013	4,935	38,987	118,675
平成15年6月30日現在	72,521	474	916	1,069	4,987	39,384	119,351

# 3-3 民間給与実態統計調査結果(抜粋)

#### (1) 民間給与実態統計調査の説明

この3-3における表は、平成16年分の民間給与所得者について、標本調査により調査したもののうち、高松国税局管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国計数よりも大きくなることに留意すること。

なお、全国分についての詳細は、国税庁で刊行している「平成16年分税務統計から見た民間給与の実態」を参照すること。

#### イ 調査の目的

民間企業における年間給与の実態を、企業規模別、業種別、事業所規模別、給与階級別等に明らかにし、併せて租税収入の 見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

#### ロ調査の対象

平成16年12月31日現在の給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としているが、次に掲げる者は調査対象から除外した。

- (イ) 日雇労働者
- (口) 公務員、公団・公庫等職員
- (ハ) すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

#### ハ 調査の方法

標本給与所得者の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

#### (イ) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付 した。

#### (口) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

事業所の従事員数等による層別、抽出率等は、次のとおりである。

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	全体としての事	事業所における	全体としての 給与所得者の	全	玉	高板	公局
区分	事業所の従事員数等の区分	_	抽 出 率	抽 出 率	標 本 事業所数	標本給与 所得者数	標 本 事業所数	標本給与 所得者数
		(1)	2	①×②	<b>事</b> 未/// 数	万百 级	<b>事未</b> /// 数	万1117日 奴
	人				所	人	所	人
第 1 層	$1 \sim 9$	1 / 400	1 /1	1 / 400	5,243	18,037	140	482
第 2 層	$10 \sim 29$	1 / 200	1 /2	1 / 400	2,233	19,548	75	502
第 3 層	$30 \sim 99$	1 / 60	1 /5	1 / 300	2,459	27,467	84	758
第 4 層	$100 \sim 499$	1 / 15	1 / 20	1 / 300	3,208	35,916	90	739
第 5 層	$500 \sim 999$	1 /3	1 / 50	1 / 150	1,668	27,627	37	459
第 6 層	$1,000 \sim 4,999$	1 /1	1 / 100	1 / 100	2,899	70,220	60	984
第 7 層	5,000人以上	1 /1	1 / 200	1 / 200	376	30,485	3	111
第 8 層	本 社	1 /1	1 / 10	1 / 10	3,122	55,882	41	618
計					21,208	285,182	530	4,653

<sup>(</sup>注)「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

### (2) 企業規模別の給与所得者数及び平均給与

			給	与 所	得 者	i i	数			平均	J 給 -	j.
区	区 分		15 年		16 年		減	16/15	15 年	16年	増減	16/15
		人 員	構成比	人 員	構成比	増	1/93、	10/15	10 +	10+	1百 /成	10/15
		人	%	人	%		人	%	千円	千円	千	9 %
個	人	99,500	7.9	74,375	5.9	Δ	25,125	74.7	2,609	2,070	△ 53	79.3
	(2,000万円未満	220,123	17.4	259,845	20.6		39,722	118.0	3,515	3,481	△ 3-	99.0
( 資 株本	2,000万円以上	247,813	19.6	267,284	21.2		19,471	107.9	3,798	3,831	3	100.9
式金会階	1億円以上	87,181	6.9	96,105	7.6		8,924	110.2	4,349	4,128	△ 22	94.9
社級 別	10 億円以上	120,157	9.5	111,143	8.8	Δ	9,014	92.5	5,234	5,246	1:	2 100.2
	計	675,274	53.5	734,377	58.3		59,103	108.8	4,031	3,960	Δ 7	98.2
その	他の法人	487,440	38.6	450,806	35.8	Δ	36,634	92.5	3,797	3,511	△ 28	92.5
合	情	1,262,214	100.0	1,259,558	100.0	Δ	2,656	99.8	3,829	3,688	Δ 14	96.3

<sup>(</sup>注) 1 この表は標本調査に基づく推計値であるので、税務統計の関連数値とは一致しない。なお、以下(3)  $\sim$  (5) の表についても同様である。

# (3) 業種別給与所得者数及び平均給与

		給	与 所	得 者	¥	数			平 埃	〕 給	与	
区 分	15	年	16 4	丰	増	減	16/15	15 年	16年	増	減	16/15
	人 員	構成比	人 員	構成比	押	1/55	10/15	10 —	10-	卢目	1795	10/10
	人	%	人	%		人	%	千円	千円		千円	%
建設業	145,109	11.5	133,166	10.6	Δ	11,943	91.8	4,126	4,080	Δ	46	98.9
繊維工業	31,043	2.5	10,067	0.8	Δ	20,976	32.4	3,082	2,779	Δ	303	90.2
化 学 工 業	69,056	5.5	33,005	2.6	Δ	36,051	47.8	5,068	5,219		151	103.0
金属機械工業	82,426	6.5	99,037	7.9		16,611	120.2	4,088	4,243		155	103.8
その他の製造業	97,330	7.7	134,469	10.7		37,139	138.2	3,280	3,486		206	106.3
卸 小 売 業	293,685	23.3	308,333	24.5		14,648	105.0	2,936	2,902	Δ	34	98.8
金融保険•不動産業	47,498	3.8	43,946	3.5	Δ	3,552	92.5	4,941	4,913	Δ	28	99.4
運輸通信公益事業	88,578	7.0	113,171	9.0		24,593	127.8	4,883	4,578	Δ	305	93.8
サービス業	372,973	29.5	367,060	29.1	Δ	5,913	98.4	3,871	3,632	Δ	239	93.8
農林水産・鉱業	34,516	2.7	17,304	1.4	Δ	17,212	50.1	4,605	2,933	Δ 1	,672	63.7
合 計	1,262,214	100.0	1,259,558	100.0	Δ	2,656	99.8	3,829	3,688	Δ	141	96.3

<sup>2</sup> 計数は、1年勤続者分である。なお、以下(3)~(5)の表についても同様である。

# (4) 事業所規模別給与所得者数及び平均給与

		給	与 所	得 者	<u>×</u>	数			平均	」 給 与	
区 分	15	年	16	年	増	減	16/15	15 年	16 年	増 減	16/15
	人 員	構成比	人 員	構成比	相	1/9%	10/10	10 +	10 +	7日 105	10/13
	人	%	人	%		人	%	千円	千円	千円	%
10人未満	294,748	23.4	294,830	23.4		82	100.0	3,192	3,010	△ 182	94.3
10人 ~ 29人	244,894	19.4	249,940	19.8		5,046	102.1	4,004	3,683	△ 321	92.0
30人 ~ 99人	265,517	21.0	259,099	20.6	Δ	6,418	97.6	3,567	3,692	125	103.5
100人 ~ 499人	256,899	20.4	255,868	20.3	$\triangle$	1,031	99.6	4,131	3,818	△ 313	92.4
500人 ~ 999人	67,869	5.4	58,614	4.7	Δ	9,255	86.4	4,575	4,432	△ 143	96.9
1,000人以上	132,287	10.5	141,207	11.2		8,920	106.7	4,476	4,561	85	101.9
숨 計	1,262,214	100.0	1,259,558	100.0	Δ	2,656	99.8	3,829	3,688	Δ 141	96.3

# (5) 給与階級別給与所得者数及び給与額

区	分	給与所得	者数	<ul><li>① 給与約</li></ul>	総額	② 税	額	税額割合	一人当たり税額
	)J	人数	構成比	総額	構成比	金額	構成比	2/1	一八ヨたり枕領
		人	%	百万円	%	百万円	%	%	円
100万円 以	以下	102,217	8.1	83,110	1.8	164	0.1	0.2	1,604
200万円	"	207,007	16.4	308,363	6.6	4,085	2.4	1.3	19,734
300万円	"	280,431	22.3	704,000	15.2	15,537	9.0	2.2	55,404
400万円	"	243,546	19.3	844,738	18.2	20,358	11.8	2.4	83,590
500万円	"	168,946	13.4	753,793	16.2	20,411	11.8	2.7	120,814
800万円	]]	191,818	15.2	1,180,798	25.4	38,160	22.1	3.2	198,939
1,000万円	"	34,456	2.7	307,672	6.6	16,183	9.4	5.3	469,671
1,500万円	"	21,639	1.7	256,400	5.5	20,293	11.7	7.9	937,797
2,000万円	"	6,551	0.5	114,668	2.5	16,849	9.7	14.7	2,571,974
2,000万円 起	超	2,947	0.2	91,651	2.0	20,936	12.1	22.8	7,104,174
合	計	1,259,558	100.0	4,645,194	100.0	172,973	100.0	3.7	137,328